平成２２年（フ）第６３号
福岡県行橋市北泉４丁目18番２号　フォンティーヌ南行橋Ａ201号
債務者　下之薗早苗
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
函館市田家町１番23号
債務者　村屋　賢一
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２６４号
函館市柏木町16番４号
債務者　坪井　義則
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３９６号
愛知県刈谷市井ケ谷町井田51番地　サープラスⅡユニオンハイツＡ203号
債務者　山口　光春
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
愛知県刈谷市井ケ谷町井田51番地　サープラスⅡユニオンハイツＡ203号
債務者　山口美智子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
愛知県岡崎市百々町字池ノ入１番地137
債務者　笹尾　直美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
北海道標津郡中標津町東23条南３丁目４番地１
債務者　井芹由美子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第４０７５号
大阪市西区京町堀３丁目８番13―501号
債務者　中野　雅則
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３２５号
横浜市港北区新横浜１丁目19番地10　ＦＩＳ新横浜611
債務者　大谷　義彦
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２７号
横浜市保土ヶ谷区坂本町179番地
債務者　石井　大輔
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３３９号
横浜市金沢区東朝比奈２丁目52番７号
債務者　斉藤　雅裕
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３４４号
横浜市港北区日吉３丁目15番14―403号
債務者　大串ゐずみ
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３４９号
神奈川県藤沢市湘南台３丁目10番地の７　リバーサイド湘南101
債務者　海野伸之介
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６１号
横浜市神奈川区白幡南町７番19号
債務者　村田　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６２号
横浜市神奈川区白幡南町７番19号
債務者　村田　早苗
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６７５号
横浜市鶴見区岸谷４丁目１番10号　関口アパート
債務者　秋本　友江
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部